

地方税法施行令の一部を改正する政令参照条文

目次

一	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）による改正後）（抄）	一
二	所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第百十一号）による改正後）（抄）	四
三	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）による改正後）（抄）	五
四	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）（抄）	八
五	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）	八
六	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）による改正後）（抄）	九
七	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）（卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）による改正後）（抄）	十
八	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）	十一
九	農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二二号）（抄）	十四
十	漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）（抄）	十五
十一	林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）（抄）	十六
十二	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）	十七
十三	沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）（抄）	十八
十四	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する	

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）による改正後）（抄）

（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）

第三十八条 略

2 譲渡所得の基因となる資産が家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産である場合には、前項に規定する資産の取得費は、同項に規定する合計額に相当する金額から、その取得の日から譲渡の日までの期間のうち次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる金額の合計額を控除した金額とする。

- 一 その資産が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供されていた期間 第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定により当該期間内の日の属する各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるその資産の償却費の額の累積額
- 二 前号に掲げる期間以外の期間 第四十九条第一項の規定に準じて政令で定めるところにより計算したその資産の当該期間に係る減価の額

（贈与等により取得した資産の取得費等）

第六十条 居住者が次に掲げる事由により取得した前条第一項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

- 一 贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）

二 略

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した次の各号に掲げる資産を譲渡したときにおける当該資産の取得費については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 配偶者居住権の目的となつている建物 当該建物に配偶者居住権が設定されていないとしたならば当該建物を譲渡した時において前項の規定により当該建物の取得費の額として計算される金額から当該建物を譲渡した時において当該配偶者居住権が消滅したとしたならば次項の規定により配偶者居住権の取得費とされる金額を控除する。

二 配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この号及び次項第二号において同じ。） 当該建物に配偶者居住権が設定されていないとしたならば当該土地を譲渡した時において前項の規定により当該土地の取得費の額として計算される金額から当該土地を譲渡した時において当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅したとしたならば次項の規定により当該権利の取得費とされる金額を控除する。

3 第一項の場合において、同項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した次の各号に掲げる権利が消滅したときにおける譲渡所得の金額の計算については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。この場合において、第三十八条第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）の規定は、適用しない。

一 配偶者居住権 当該相続又は遺贈により当該配偶者居住権を取得した時において、その時に当該配偶者居住権の目的となつている建物を譲渡したとしたならば当該建物の取得費の額として計算される金額のうちその時における配偶者居住権の価額に相当する金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額により当該配偶者居住権を取得したものとし、当該金額から当該配偶者居住権の存続する期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をもつて当該配偶者居住権の第三十八条第一項に規定する取得費とする。

二 配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利 当該相続又は遺贈により当該権利を取得した時において、その時に当該土地を譲渡したとしたならば当該土地の取得費の額として計算される金額のうちその時における当該権利の価額に相当する金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額により当該権利を取得したものとし、当該金額から当該配偶者居住権の存続する期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をもつて当該権利の第三十八条第一項に規定する取得費とする。

4
略

（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等）

第六十一条 略

2 略

3 譲渡所得の基因となる資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産で、第三十八条第二項（使用又は期間の経過により減価する資産の取得費）の規定に該当するものである場合には、その資産に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その資産の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額がその資産の取得に要した金額と同日前に支出した設備費及び改良費の額との合計額を基礎として政令で定めるところにより計算した同日におけるその資産の価額に満たないことが証明された場合には、当該価額）とその資産につき同日以後に支出した設備費及び改良費の額との合計額から、その資産を同日において当該計算した金額をもつて取得したものとみなした場合に計算される同項各号に掲げる金額の合計額を控除した金額とする。

4 略

二 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第百十一号）による改正後）（抄）

（贈与等により取得した資産の取得費等）

第百六十九条の二 略

26 略

7 法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権を有する居住者が、その後において次の各号に掲げる資産を取得し、当該資産を譲渡した場合には、その者が当該資産を当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額をもつて取得したものととして、譲渡所得の金額を計算する。

一 当該配偶者居住権の目的となつて建物を取得するに当り、当該建物の取得の時に当該配偶者居住権が消滅したものととして法第六十条第三項の規定を適用したならば当該配偶者居住権の取得費とされる金額を加算した金額

二 当該配偶者居住権の目的となつて建物の敷地の用に供される土地を取得するに当り、当該土地の取得の時に当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅したものととして法第六十条第三項の規定を適用したならば当該権利の取得費とされる金額を加算した金額

三 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）による改正後）（抄）

第六十六条の七 略

2 及び 3 略

4 前条第一項各号に掲げる内国法人（特定目的会社等に限る。以下この項において同じ。）が、同条第一項又は第六項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額（第一項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）のうち、当該外国関係会社の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額に相当する金額）又は当該外国関係会社の部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額に相当する金額）は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付した外国法人税の額（第九条の三の二第三項第二号又は第九条の六第一項に規定する外国法人税の額をいう。）とみなして、第九条の三の二及び第九条の六から第九条の六の四までの規定を適用する。

5 及び 14 略

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第六十六条の十三 青色申告書を提出する法人で新事業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項において同じ。）と共同して特定事業活動（同条第二十項に規定する特定事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。）を行うものとして財務省令で定めるものが、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）の指定期間内において特定株式（特別新事業開拓事業者（新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。）の

株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）の百分の二十五に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）以下の金額を当該事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該相当する金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が百二十五億円を超える場合には、百二十五億円。以下この項において「所得基準額」という。）を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該所得基準額を限度とする。

2
16 略

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第六十八条の九十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、新事業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項において同じ。）と共同して特定事業活動（同条第二十項に規定する特定事業活動をいう。以下この項及び第八項において同じ。）を行うものとして財務省令で定めるもの（以下この項においてそれぞれ「対象連結親法人」又は「対象連結子法人」という。）が、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度の指定期間内において特定株式（特別新事業開拓事業者（新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。）の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）の百分の二十五に相当する金額（当該連結事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該連結事業年度の連結所

得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）以下の金額を当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法（当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該対象連結親法人又はその対象連結子法人ごとに、当該相当する金額が当該連結事業年度の連結所得個別基準額（連結所得の金額のうち、当該対象連結親法人又はその対象連結子法人に帰せられるものとして政令で定めるところにより計算した金額をいい、当該計算した金額が百二十五億円を超える場合には百二十五億円とする。）を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該連結所得個別基準額を限度とする。

2
14 略

（利子税等の額の計算）

第九十六条 前三条のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。次項において同じ。）の額の計算において、第九十三条に規定する計算した割合に〇・一パーセント未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、前三条に規定する計算した割合及び加算した割合（平均貸付割合及び延滞税特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

2 前三条のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

四 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）（抄）

（定義）

第二条 略

2 この法律において「非化石エネルギー源」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料（その製造に伴い副次的に得られるものであつて燃焼の用に供されるものを含む。）であつて政令で定めるものをいう。第五項において同じ。）以外のものをいう。

3 略

五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

（指定）

第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条に規定する業務（以下「市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

一 略

2 略

六 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）による改正後）（抄）

（農林水産大臣による漁業の許可）

第三十六条 船舶により行う漁業であつて農林水産省令で定めるものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2及び3 略

七 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）（卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）による改正後）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2及び3 略

4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

5 略

（中央卸売市場の認定）

第四条 卸売市場（その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。）であ

って、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

2
～
7 略

八 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）

（対策計画を作成すべき施設又は事業）

第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一（五）項ロ、（六）項ロ、ハ及びニ、（七）項、（十二）項、（十三）項ロ、（十四）項並びに（十六）項に掲げるものを除く。）及び同表（十六の三）項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入りするもの

二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項イ、（八）項から（十一）項まで、（十三）項イ又は（十五）項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入りするものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの（その一部が同表（五）項ロに掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。）

三 消防法第十四条の二第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所

四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第三条の許可に係る製造所

五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可に係る事業所（不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く。）

六 毒物又は劇物（液体又は気体のものに限る。以下この号において同じ。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設（当該施設において通常貯蔵し、又は一日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあつては二十トン以上、劇物にあつては二百トン以上のものに限る。）

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二

項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三條の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四條第二項第二号の再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第三條に規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱う同法第五十二條第二項第十号の使用施設等

八 石油コンビナート等災害防止法第二條第六号に規定する特定事業所

九 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二條第一項に規定する鉄道事業又は旅客の運送を行う同法第五項に規定する索道事業

十 軌道法（大正十年法律第七十六号）第三條の特許に係る運輸事業

十一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二條第五項に規定する一般旅客定期航路事業又は同法第二十一條第一項に規定する旅客不定期航路事業

十二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三條第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）

十三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する学校、同法第二百二十四條に規定する専修学校、同法第三百二十四條第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設

十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五條第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八條第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第三十六條に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五條の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九條第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第二十九項に規定する介護医療院又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同法第十一項に規定する障害者支援施設、同法第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同法第二十八項に規定する福祉ホーム

十五 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二條第二項に規定する鉱山

十六 貯木場（港湾法第二條第五項第八号の保管施設であるものに限る。）

十七 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が一万平方米メートル以上のものに限る。）

十八 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路で地方道路公社が管理するもの又は道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道

十九 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又は同法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務を提供する事業

二十 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業

二十一 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第四項に規定する水道用水供給事業又は同条第六項に規定する専用水道

二十二 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業

二十三 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二条第三項に規定する石油パイプライン事業

二十四 前各号に掲げる施設又は事業に係る工場等（工場、作業場又は事業場をいう。以下この号において同じ。）以外の工場等で当該工場等に勤務する者の数が千人以上のもの

九 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）（抄）

（定義）

第二条 略

2 略

3 この法律において「農業近代化資金」とは、農業者等の経営の近代化に資するため、融資機関が当該農業者等に対して貸し付ける資金（畜舎、果樹棚、農機具、農業用道路その他の施設の改良、造成、復旧又は取得に要するもの、果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要するもの、乳牛その他の家畜の購入又は育成に要するもの及び農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に要するものに限る。）で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。

- 一 一農業者等に係る貸付金の合計額が、第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては十五億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）以内、同項第一号に掲げる者で政令で定めるものに貸し付ける場合にあつては二億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）以内、その他の場合にあつては四千万円の範囲内で政令で定める額以内のものであること。
- 二 償還期限が、二十年の範囲内において政令で定める期限以内のものであること。
- 三 据置期間が、七年の範囲内において政令で定める期間以内のものであること。
- 四 利率が、年七分五厘以内で農林水産大臣が定める利率以内のものであること。

十 漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）（抄）

（定義）

第二条 略

2 略

3 この法律において「漁業近代化資金」とは、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該漁業者等に対して貸し付ける資金（漁船の改造、建造又は取得に要するもの、漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの及び成育期間が通常一年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に要するものに限る。）で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。

一 一漁業者等に係る貸付金の合計額が次に掲げる額（当該資金の貸付けにより当該合計額が次に掲げる額を超えることにつき農林水産大臣が定める理由がある場合において、農林水産大臣（当該資金が、第一項第六号から第九号までに掲げる者のうち都道府県の区域を超える区域を地区とするものその他の農林水産省令で定める漁業者等に対して農林中央金庫が貸し付ける資金以外のものであるときは、当該漁業者等の住所地を管轄する都道府県知事その他の農林水産省令で定める都道府県知事）が承認したときは、その承認した額）以内のものであること。

イ 第一項第一号から第五号までに掲げる者のうち政令で定めるものに貸し付ける場合にあつては、三億六千万円

ロ 第一項第一号から第五号までに掲げる者（イに規定するものを除く。）に貸し付ける場合にあつては、九千万円の範囲内で政令で定める額

ハ 第一項第六号から第九号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては、十二億円

ニ 第一項第十号に掲げる者のうち政令で定めるものに貸し付ける場合にあつては、三億六千万円の範囲内で政令で定める額
ホ 第一項第十号に掲げる者（ニに規定するものを除く。）に貸し付ける場合にあつては、十二億円

二 償還期限が、二十年の範囲内において政令で定める期限以内のものであること。

三 据置期間が、三年の範囲内において政令で定める期間以内のものであること。

四 利率が、年七分以内で農林水産大臣が定める利率以内のものであること。

十一 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入するをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 造林に必要な資金

- 三 立木の取得に必要な資金

四 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するものの
2 略

（政府の助成）

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）

又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者（以下「林業従事者等」という。）に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定めるところにより林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う次に掲げる者（以下「融資機関」という。）に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行

うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県の行う事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。

一 農林中央金庫

二 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第二項第一号の事業を行う森林組合で政令で定めるもの

三 森林組合法第一百一条第三号の事業を行う森林組合連合会

四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第二号の事業を行う事業協同組合で政令で定めるもの

五 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第二号の事業を行う協同組合連合会

六 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

3 略

十二 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）

（業務の範囲）

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 三 略

四 沖縄において農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。

五 九 略

2 5 略

十三 沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）（抄）

（農林漁業金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲）

第二条 法第十九条第一項第四号に規定する政令で定める者は、第二号から第十八号までに掲げる者とし、同項第四号に規定する政令で定める長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる資金とする。

一及び二 略

三 沖縄において畜産業を営む者であつて、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第九条第一項の認定を受けた者 畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、同法第十条第二項に規定する認定処理高度化施設整備計画に従つて同法第七条第二項第二号に規定する処理高度化施設の整備を実施するために必要なもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。）

四 沖縄において林業を営む者であつて、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者 林業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定に係る同条第二項第三号の措置（同法第五条第四項の農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するために必要なもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。）

五 沖縄において、農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場で、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの（以下この号において「付設集団売場」という。）を含む。）を開設する者（地方公共団体を除く。） 農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下この号において「卸売業者」という。）若しくは仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において、当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）を行う者（以下この号において「仲卸業者」という。）又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となつている法人で当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの 食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場（付設集団売場を含む。）の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設で農畜水産物の流

通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの（中小企業者（法第十九条第二項第四号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

六 沖縄において食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下この号において「食品等流通法」という。）第六条第二項に規定する認定計画に従つて食品等流通合理化事業（食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業をいう。以下この号において同じ。）を実施する食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者であつて、次のイ又はロに掲げる者に該当するもの 食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定計画に従つて食品等流通合理化事業を実施するために必要なものとして主務大臣の指定するもの（次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるものに限る。）

イ 中小企業者 その償還期限が十年を超える資金

ロ 食品等流通法第七条第一項第二号に掲げる者 その者が資本市場から調達することが困難な資金

七及び八 略

九 沖縄において食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第六条第一項又は第八条第一項に規定する施設を設置する者であつて当該施設について同法第六条第一項又は第八条第一項の認定を受けたもの（その行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められる者に限る。） 食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、同法第七条第二項に規定する認定高度化計画又は同法第九条第二項に規定する認定高度化基盤整備計画に従つて同法第二条第二項に規定する製造過程の管理の高度化又は同条第三項に規定する高度化基盤整備を行うのに必要な当該施設の改良、造成又は取得（その利用に必要な特別の費用の支出及び権利の取得を含む。）に必要なもの（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

十 略

十一 沖縄において、株式会社日本政策金融公庫法別表第十二号の中欄に規定する食品の製造等（以下この号において「食品の製造等」という。）の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。） 食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要な施設の改良、

造成若しくは取得に必要なもの（当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要なものを含む。）又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用（これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要なものとして主務大臣の指定するもの（第五号、第七号、前号、次号、第十六号及び第十八号に定めるものを除き、中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

十二 沖縄において、農林水産物のうちその競争力を特に強化すべきものとして主務大臣が沖縄県知事の意見を聴いて指定するものを原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は当該農林水産物若しくはその加工品の流通若しくは販売の事業を営む者 当該製造、加工、流通又は販売に必要な資金

十三 沖縄において農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十九条第二項に規定する認定事業再編計画に従つて事業再編を実施する同条第一項に規定する認定事業再編事業者（中小企業者に限る。） 農業の健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定事業再編計画に従つて事業再編を実施するために必要なものとして主務大臣の指定するもの（償還期限が十年を超えるものに限る。）

十四 沖縄において農業競争力強化支援法第二十二条第二項に規定する認定事業参入計画に従つて事業参入を実施する同条第一項に規定する認定事業参入事業者（中小企業者に限る。） 農業の健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定事業参入計画に従つて事業参入を実施するために必要なものとして主務大臣の指定するもの（償還期限が十年を超えるものに限る。）

十五及び十六 略

十七 沖縄において獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十四条第一項の認定を受けた者 畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定に係る同項に規定する診療施設整備計画に従つて診療施設の整備を実施するために必要なものとして主務大臣の指定するもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。）

十八 略

十四 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）（抄）

附 則

（第一条の規定による地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び施行日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（第二条の規定による地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法（以下「元年新地方税法」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一条第三号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第十三条 略

2 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間における元年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用さ

れる元年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六までの規定の適用については、元年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される元年新地方税法第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項中「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十」と、元年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される元年新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十五第二項中「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」とする。